

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(林業振興課) 711
○保安林の指定予定	(丹後広域振興局) 〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 712
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(〃) 713
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(山城北土木事務所) 〃

教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	713
公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	716
正 誤	
○平成31年 4 月 1 日付け京都府公報号外第15号中	718

告 示

京都府告示第500号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量
令和 7 年度京都府森林クラウドシステム構築業務一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府農林水産部林業振興課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和 7 年 9 月30日
- 契約の相手方の名称及び住所
アジア航測株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552 明治安田生命京都ビル 7 F
- 契約金額
43,890,000円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号

京都府告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
宮津市字小松小字峠51、52、56から60まで、小字滝ノ水口61から64まで、小字寺山尾65、小字滝ノ水10003の乙、10004から10019まで、10019の 1、10020、字中野小字滝ノ水77から79まで、79の 1、80から84まで、84の 1、字溝尻小字峠198、203、小字滝ノ水10037から10039まで、字国分小字峠尾733の 1、733の 2、734から736まで、小字峠748、748の 1・749合併、752から756まで、小字滝ノ水757から774まで、10210 から10215 まで、10217、10218、10220、10221（次の図に示す部分に限る。）、10222、小字片山775、895、895 の乙、小字杉山10170、10171、小字三谷10175、小字荒神10209
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小松小字峠57（次の図に示す部分に限る。）、
58、59・字国分小字滝ノ水759（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、760から762まで、
763・764・771から774まで（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 7 年 10 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 株式会社京阪ザ・ストア

枚方市岡東町19番 1 号

代表取締役 達川 俊夫

イ 京阪ホールディングス株式会社

枚方市岡東町173番地の 1

代表取締役 平川 良浩

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスト松井山手店

京田辺市山手中央 2 番地 2 号

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東町19番 1 号 代表取締役 達川 俊夫 京阪ホールディングス株式会社 枚方市岡東町173番地の 1 代表取締役 石丸 昌宏	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東町19番 1 号 代表取締役 達川 俊夫 京阪ホールディングス株式会社 枚方市岡東町173番地の 1 代表取締役 平川 良浩	令 7. 6. 18	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東町19番 1 号 代表取締役 達川 俊夫 ほか 2 業者	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東町19番 1 号 代表取締役 達川 俊夫 ほか 2 業者	6. 11. 23	小売業を行う者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 9 月 22 日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 8 年 2 月 16 日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 10 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上新電機 八幡南山店

八幡市八幡南山39番 1 の一部ほか

2 届出者の名称及び住所

上新電機株式会社

大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
令和7年5月15日
- 4 意見の概要
- (1) 計画店舗周辺が将来的に通学路となる場合には、関係車両に対して、児童生徒の登下校時における安全対策を徹底すること。また、工期等が決まり次第周辺学校に十分説明を行うこと。
- (2) 定格出力3.75kW以上のコンプレッサー（エアコンを含む。以下同じ。）等を設置する場合は、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号。以下「条例」という。）第39条第2項、騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第6条又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条の規定により、設置工事の30日前までに届け出ること。
- (3) 定格出力3.75kW以上のコンプレッサーを設置する場合、本事業所は、特定事業所となるため、敷地境界における予想騒音値が基準以下となるよう対策を講じること。
- (4) 騒音や振動等の公害を防止するため、条例第55条の規定により、工法等に配慮し、苦情が発生しないよう工事関係者に周知徹底すること。
- (5) 工事中の工事車両の出入りに十分注意し、事故のないよう交通安全対策を講じること。また、周辺道路上に工事中の待機車両及び不法駐車がないようにすること。
- (6) 工事期間における作業時間等を周辺住民に十分説明すること。
- (7) 八幡市自転車等放置防止条例（昭和61年八幡市条例第4号）に基づき、規模に適合した自転車駐車場を設置すること。
- (8) 新設道路北側出入口からの退場は左折のみになるよう、施設内で対策を講じること。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和7年10月14日から令和7年11月14日まで



城陽市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年10月14日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和8年度京都府学力・学習状況調査業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年12月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部学校教育課
電話番号（075）414-5831
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年11月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、

その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

(4) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

(2) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(2)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(2)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調査書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

ク 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

なお、京都府が行う「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することにより、アからウまで及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、

提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(8) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

9 申請書等記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知す

る。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年11月26日（水）午後2時

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階

京都府教育庁入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年11月25日（火）午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うも

のとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機

関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

16 Summary

(1) The name and quantity of the service

FY2026 Kyoto Prefectural Survey on Academic Ability and Learning Situations

(2) Contract period

From the date of conclusion of the contract to 31st December, 2026

(3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
5:00 PM on Tuesday, 25th November, 2025

(4) The date, and place for the opening of tender

2:00 PM on Wednesday, 26th November, 2025

Bidding room, Kyoto Prefectural Board of Education
6F, Building No.3 of the Kyoto Prefectural Government Main Office

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

(5) For further information

School Education Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education

4F, Building No.3 of the Kyoto Prefectural Government Main Office

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL (075) 414-5831

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年10月14日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量 大型表示装置の賃貸借 一式 (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり (3) 賃貸借期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和18年 2 月29日まで (4) 納入場所 京都府警察本部長が指定する場所 2 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3 京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2253 (2) 入札説明書及び仕様書の交付等 ア 交付期間 令和 7 年10月14日（火）から令和 7 年11月13日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。 イ 入手方法 (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。 (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。 3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」 (3) 1 の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。 (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。 (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。 4 入札参加資格の確認 入札に参加しようとする者は、入札説明書において	示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出期間等 ア 提出期間 2 の(2)のアに同じ。 イ 提出場所 2 の(1)に同じ。 ウ 提出方法 (ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。 (イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。 (2) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。 (3) その他 ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 3 の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。 (ア) 資格審査申請書の提出期間 令和 7 年10月14日（火）から令和 7 年10月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）とする。 なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。 (イ) 資格に関する文書を入手するための手段 原則として、京都府ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。 (ウ) 提出場所及び問合せ先 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課入札・物品調達調整係 電話075-414-5428 5 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時、場所等 ア 日時 令和 7 年11月26日（水）午前10時 イ 場所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3 京都府警察本部本館入札室 ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等 (ア) 受領期限 令和 7 年11月25日（火）
---	---

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西
入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札
説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease of Large Screen Projection System, 1set

(2) The time, date and place for tender

10:00 a.m., Wed., November 26th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Due date for tender from submission by mail

Tue., November 25th, 2025

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Wed., November 26th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2253

正 誤

平成31年4月1日付け京都府公報号外第15号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
64	左	上から17	第3条第3項	第3条第3号
		下から15		